

平成28年10月吉日

社会福祉法人の 定款変更の処理に携わる皆様に

改正社会福祉法 対応

定款変更実務者セミナー

公認会計士・税理士 林 光行 事務所
大阪市天王寺区生玉寺町1番13号
電話 06-6772-7770 FAX 06-6772-7712

厚生労働省発出「事務連絡」（6月20日付）を踏まえた

定款変更 と 評議員選任 の 具体的な処理手順と事前準備 ～定款例(案)、評議員選任・解任委員会の設置 等～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会福祉法の改正を受け、本年6月20日付で厚生労働省から事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」他の関連通知が発出されました。この事務連絡により、定款をはじめ、法人の機関設計の有り方などの29年施行法に係る政省令等の内容がほぼ具体的に示されました。

改正法では、評議員の選任については「法人が定款で定める」としておりますが、事務連絡において「法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従う方法に従って行う方法」を例示しており、評議員の選任に向けた具体的手順として、定款の変更と評議員選任・解任委員会の設置という流れが重要になりました。

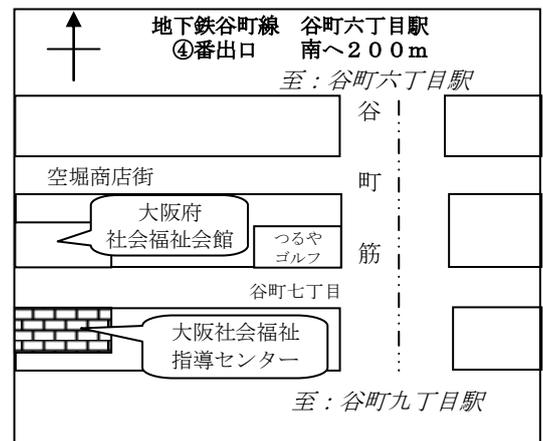
つきましては、評議員の選任手続や、定款の記載例などを含め、改正法に対応した具体的な処理手続と事前準備についてご案内したく、セミナーを開催させていただきたいと存じます。セミナーにご参加いただければ、**変更定款案のたたき台**になるようなものが仕上がるような形でのセミナーを提供できればと思っております。

厚生労働省では10月以降、正式に通知を発出する予定としており、発出時期によっては正式な定款例の内容を検討できていないような日程かもしれませんが、より早く皆様にご準備を進めていただきたいと考え、ご案内申し上げます次第です。 敬 具

1. 日 時 平成28年11月1日（火）
13時30分～17時00分（受付13時～）
2. 場 所 大阪社会福祉指導センター（5階ホール）
TEL 06-6762-9471
3. 内 容 定款変更と評議員選任の具体的手順と
事前準備について
4. 講 師 税理士 林 竜弘
5. 参加費 一法人（4名様まで） 8,000円

※弊所の関与先様 無料

※お問合せ TEL:06-6772-7747 担当：小林 匠、小林みのり



◀ ～定款変更 と 評議員選任 の 具体的手順と事前準備 ～ ▶
11月1日(火) 開催 セミナー申込書

【先着100名様】

法 人 名		
施 設 名		
役 職 名		
ふりがな		
参加者お名前	様	様
T E L		
F A X		
e - m a i l		
施 設 名		
役 職 名		
ふりがな		
参加者お名前	様	様
T E L		
F A X		
e - m a i l		

恐れ入りますが、出席のご返信は【平成28年10月27日(木)迄】にお願い申し上げます。

送信先 F A X

06-6772-7712